

舞鶴市新型インフルエンザ等対策

行動計画

(案)

舞 鶴 市

第1部 総論.....3

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針..... 3

第1節 対策の目的及び基本的な戦略..... 3

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方..... 3

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ..... 6

1 有事のシナリオの考え方..... 6

2 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)..... 7

3 対策実施上の留意事項..... 8

4 対策推進のための役割分担..... 10

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目..... 13

第1節 市行動計画の主な対策項目..... 13

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組..... 13

第1章 実施体制..... 13

第1節 準備期..... 13

1 目的..... 13

2 所要の対応..... 14

第2節 初動期..... 15

1 目的..... 15

2 所要の対応..... 15

第3節 対応期..... 16

1 目的..... 16

2 所要の対応..... 16

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション..... 18

第1節 準備期..... 18

1 目的..... 18

2 所要の対応..... 18

第2節 初動期..... 20

1 目的..... 20

2 所要の対応..... 21

第3節 対応期..... 22

1 目的..... 22

2 所要の対応..... 23

第3章 まん延防止..... 24

第1節 準備期..... 24

1 目的..... 24

2 所要の対応..... 25

第2節 初動期.....	25
1 目的.....	25
2 所要の対応.....	25
第3節 対応期.....	26
1 目的.....	26
2 所要の対応.....	27
第4章 ワクチン接種.....	28
第1節 準備期.....	28
1 目的.....	28
2 所要の対応.....	28
第2節 初動期.....	34
1 目的.....	34
2 所要の対応.....	34
第3節 対応期.....	38
1 目的.....	38
2 所要の対応.....	38
第5章 医療.....	43
第1節 準備期.....	43
1 目的.....	43
2 所要の対応.....	43
第2節 初動期.....	44
1 目的.....	44
2 所要の対応.....	44
第3節 対応期.....	45
1 目的.....	45
2 所要の対応.....	45
第6章 保健.....	46
第1節 準備期.....	46
1 目的.....	46
2 所要の対応.....	46
第2節 初動期.....	48
1 目的.....	48
2 所要の対応.....	48
第3節 対応期.....	49
1 目的.....	49
2 所要の対応.....	49
第7章 物資.....	50
第1節 準備期.....	50
1 目的.....	50
2 所要の対応.....	50

第2節 初動期.....	51
1 目的.....	51
2 所要の対応.....	51
第3節 対応期.....	51
1 目的.....	51
2 所要の対応.....	51
第8章 市民生活及び地域経済の安定の確保.....	52
第1節 準備期.....	52
1 目的.....	52
2 所要の対応.....	52
第2節 初動期.....	54
1 目的.....	54
2 所要の対応.....	54
第3節 対応期.....	55
1 目的.....	55
2 所要の対応.....	55

はじめに

本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本計画」という。）を策定する。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、感染性が高く社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

特措法が制定される以前から、我が国は、新型インフルエンザに係る対策に取り組んできた。国においては、平成17年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」が作成されて以来、数次の部分的な改定が行われた。また、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。併せて、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成24年4月に、特措法が制定された。さらに、平成25年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成され、本市においても、平成26年10月に「舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したところである。

一方で、近年発生した、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的な大流行は、私たちの生活や社会経済に甚大な影響を与えた。3年超にわたる特措法に基づく新型コロナ対応の経験を通じ、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となること、また、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて浮き彫りになった。

この経験と教訓を踏まえ、国においては「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が令和6年7月に抜本的に改定され、これを受けて府においても「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「府行動計画」という。）が令和7年3月に改定された。本計画は、

これらの計画との整合性を図りつつ、本市の地域特性を踏まえ、新型インフルエンザのみならず、指定感染症や新感染症など、今後発生しうる様々な感染症危機に対し、総合的かつ効果的に対応するための基本的な方針と具体的な対策を示すものである。

第1部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 対策の目的及び基本的な戦略

本市における新型インフルエンザ等対策は、国及び府の目的・戦略を踏まえ、感染の拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小限にすることを主たる目的とする。

この目的を達成するため、平時からの備えと発生時の迅速かつ的確な対応を組み合わせた総合的な戦略を推進することとし、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - (ア) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等の時間を確保すること
 - (イ) 流行ピーク時の患者数を抑制し医療体制への負荷を軽減すること
 - (ウ) 適切な医療提供により重症者数・死亡者数を減少させること
- 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - (ア) 国・府等が実施する対策を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活・経済活動への影響を軽減する。
 - (イ) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
 - (ウ) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - (エ) 事業継続計画の作成や実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行

うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

令和6年7月に改定された政府行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

政府行動計画においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、以下の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしており、府行動計画における対策の構成もこれを踏まえたものとされている。本計画においても、これらの構成を踏まえたものとする。

(以下、政府行動計画第2部第1章第2節から引用)

- 発生前の段階(準備期)では、水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、

封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 地域の実情等に応じて、都道府県や関係省庁が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、国民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感

染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。(引用終了)

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の(1)から(4)までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期化した場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容を記載する。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の

部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

(1) **準備期**：新型インフルエンザ等が発生していない平時。

(2) **初動期 (A)**：感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) **対応期**：以下のフェーズに区分する。

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。なお、この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパндеミックワクチン等の対応を開始する。また、この場合は、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

(エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

3 対策実施上の留意事項

対策の実施にあたっては、府行動計画の留意事項を踏まえ、以下の事項に特に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

府及び本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(2) 個人情報の保護

感染症に関する情報の収集・利用・提供にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連条例を遵守し、プライバシーの保護に最大限配慮する。

(3) 社会福祉施設等における対応

国は、対応期において、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請することとしている。

社会福祉施設は、子ども、高齢者、障害者など幅広い利用者の生活を支えており、また、家族の就労・就学等の面からも、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

そのため、社会福祉施設に必要となる医療提供体制や病院・施設における感染対策等について、市や関係機関は、平時から連携し、有事に備えた準備を行う。

(4) 社会的弱者への配慮

高齢者、障害者、外国人、子ども、妊産婦等、感染症の発生や対策の実施によって特に大きな影響を受けやすい人々に対し、きめ細やかな支援を行う。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進める。また、自宅療養者等の避難のための情報共有等について、府との連携体制を整える。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、府及び国とも連携し、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成・保存及び公表

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を効果的に推進するため、各主体がそれぞれの役割と責務を認識し、連携・協力して取り組む。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びこれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）京都府の役割

都道府県は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

そのため、府は、平時において、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備すること、民間検査機関又は医療機関との間で検査等措置協定を締結し、検査体制を構築することをはじめ、保健所体制の整備、宿泊療養の実施体制等、感染症有事に必要なとなる体制について計画的に準備を行う。

また、有事には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、府が、感染症対策連携協議会(以下「連携協議会」という。)等を通じ、関係機関等と予防計画や保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

（３）舞鶴市の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、府と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、府からの要請に応

じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。電気、ガス、水道、輸送、通信等のライフラインの維持、医薬品・食料品等の安定供給等、それぞれの業務計画に基づき、市民生活及び経済の安定に不可欠な業務を継続する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等をいう。以下同じ。)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施さ

れている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにする一方で、市町村は、国、府とは異なる役割を担うこととなるため、政府行動計画、府行動計画の主な対策項目の13項目のうち、次の8項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リクスコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン接種
- (5) 医療
- (6) 保健
- (7) 物資
- (8) 市民生活及び地域経済の安定の確保

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合に、事態を的確に把握し、本市及び各関係機関が連携して取組を推進できるよう、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命

令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2 所要の対応

1-1-1. 実践的な訓練の実施

本市は、政府行動計画及び府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（総務部、健康・こども部、関係部局）

1-1-2. 行動計画等の作成や体制整備・強化

- （１）本市は、国の支援のもと、本計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。本計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（総務部、健康・こども部、関係部局）
- （２）本市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき通常業務の継続を図るため、舞鶴市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）を作成・変更する。（総務部、健康・こども部）
- （３）本市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。（総務部、健康・こども部）
- （４）本市は、国や府が実施する感染症危機管理に関する研修や、庁内研修・訓練等を通じて、知識・技術の向上及び役割の習熟を図る。（総務部、健康・こども部、関係部局）
- （５）庁内体制として、市長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、部局間での情報共有及び非常時対応体制の整備等を行う。体制については、地域防災計画に定める舞鶴市災害対策本部の例によるものとする。

1-1-3. 国及び府等の連携の強化

- (1) 国、府、本市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（総務部、健康・こども部、関係部局）
- (2) 本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え府が構築する、国、市町村及び指定(地方)公共機関並びに府内の関係機関・関係団体と情報交換等を始めとした連携体制に協力する。（総務部、健康・こども部、関係部局）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、本市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、本市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2 所要の対応

1-2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係部局間で情報共有を行うとともに、政府及び府の初動対応方針を踏まえ、必要に応じ、速やかに市対策本部会議等を開催し、情報の集約、共有及び分析を行い、初動対応について協議し、決定する。（総務部、全部局）

1-2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 国が政府対策本部を設置した場合や府が府対策本部を設置した場合において、本市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(2) 本市は、第1節（準備期）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（総務部、健康・こども部、全部局）

(3) 発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と国において判断された場合には、本市は、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。（健康・こども部、関係部局）

1-2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

本市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（総務部、財務部、健康・こども部、関係部局）

第3節 対応期

1 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、本市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2 所要の対応

1-3-1. 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

1-3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

(1) 本市は、新型インフルエンザ等のまん延により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、府に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(総務部、健康・こども部)

(2) 本市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は府に対して応援を求める。(総務部、健康・こども部)

1-3-1-2. 必要な財政上の措置

本市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(総務部、財務部、健康・こども部)

1-3-2. 緊急事態措置の検討等について

1-3-2-1. 緊急事態宣言の手続

本市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。本市は、本市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、国・府の基本的対処方針及び本計画に基づき、市民の生命と健康を守るため、まん延防止措置、医療提供体制確保協力、市民生活支援等の緊急事態措置に関する総合調整を行う。(総務部、健康・こども部)

1-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

1-3-3-1. 市対策本部の廃止

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。(総務部)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国・府や本市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

2 所要の対応

2-1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

2-1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市町村の果たす役割は大きい。本市においては、政府ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、本市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、国・府の対応や要請等を踏まえ、府が設置するコールセンター等の運営に協力するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リス

クが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、府の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。(総務部、福祉部、健康・こども部、教育委員会、関係部局)

2-1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国・府・市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(総務部、市民環境部、健康・こども部、教育委員会、関係部局)

2-1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅される、いわゆるインフォデミックの問題が生じ得ることから、本市は、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。(総務部、健康・こども部、関係部局)

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(総務部、健康・こども部、関係部局)

2-1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

2-1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- (1) 本市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつ

つ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。（政策推進部、総務部、健康・こども部、教育委員会）

（２）本市として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当者を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。（政策推進部、総務部、健康・こども部）

（３）本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、府と連携し、業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。（政策推進部、総務部、健康・こども部、関係部局）

2-1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

（１）本市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、国による偽・誤情報の拡散状況等のモニタリング結果等も踏まえ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。（政策推進部、総務部、健康・こども部、関係部局）

（２）本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、国・府の対応や要請等を踏まえ、府が設置するコールセンター等の運営等に協力する。（健康・こども部、関係部局）

第２節 初動期

１ 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

2-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 本市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(政策推進部、総務部、健康・こども部、関係部局)

- (2) 本市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、国・府や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。(政策推進部、総務部、健康・こども部、関係部局)

2-2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、国・府によるSNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等の結果を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(政策推進部、総務部、健康・こども部)

(2) 本市は、準備期に計画した相談窓口を速やかに開設し、国から提供されたQ&A等を踏まえ、市民からの感染症に関する問い合わせ、健康不安、予防接種に関する質問、生活上の困りごと等に幅広く対応する。国から提供されたQ&A等を市ホームページ等で公開し、市民からの問い合わせ内容や関心の高い事項を踏まえて随時更新する。また、必要に応じて、チャットボット等の活用など、市民がアクセスしやすい情報提供の手法を検討する。

これらの対応により、市民から寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。(政策推進部、健康・こども部、関係部局)

2-2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。(総務部、市民環境部、健康・こども部、教育委員会、関係部局)

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(政策推進部、総務部、健康・こども部、関係部局)

第3節 対応期

1 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、本市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握し

ている科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2 所要の対応

2-3-1. 基本的方針

2-3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 本市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、必要な情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(政策推進部、総務部、健康・こども部、関係部局)

- (2) 本市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、必要に応じて、関係省庁、地方公共団体、指定(地方)公共機関の情報等について総覧できるウェブページを市ホームページ上で運営する。(政策推進部、総務部、健康・こども部)

- (3) 本市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、国・府や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。(政策推進部、総務部、健康・こども部、関係部局)

2-3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、国・府によるSNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等の結果を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(政策推進部、総務部、健康・こども部)
- (2) 本市は、国・府から提供されたQ&A等も踏まえ、相談体制を強化する。市民から寄せられた質問事項等から、市民や事業者等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。(政策推進部、総務部、関係部局)

2-3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。(政策推進部、総務部、市民環境部、健康・こども部、教育委員会、関係部局)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2 所要の対応

3-1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

(1) 本市は、国・府と連携し、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(総務部、健康・こども部)

(2) 本市及び教育委員会（学校）は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る(政策推進部、総務部、健康・こども部、教育委員会)

(3) 本市は、観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、府と連携し、取組を進める。(産業振興部)

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2 所要の対応

3-2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

(1) 本市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(総務部、関係部局)

(2) 本市は、市民に対し、改めて基本的な感染対策（場面に応じた適切なマスク着用、手洗い等）の励行を強く呼びかける。公共施設においては、感染防止対策を強化し、必要に応じて一部使用制限等の準備を行う。

また、府からの情報に基づき、学校、保育所、高齢者施設等に対し、感染防止対策の再徹底を要請する。教育委員会は、状況に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖等）の実施基準や手順の最終確認を行う。市主催の大規模イベント等については、開催の可否や延期、規模縮小、オンライン開催への切り替え、感染防止策の強化等を迅速に検討・判断できる体制を整える。(総務部、福祉部、健康・こども部、教育委員会、関係部局)

3-2-2. 検疫措置の強化に伴う対応

本市は、舞鶴港に入港する貨物船及び客船から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、京都府を通じ、大阪検疫所その他関係機関との連携を確認・強化する。(産業振興部、健康・こども部)

第3節 対応期

1 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講じることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、国・府が講じる緊急事態措置等に対応し、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

なお、感染拡大の防止には、生活圈・経済圏を一体とする近隣府県（福井県嶺南地域等）や京都府北部地域との連携が重要であることから、府を通じて情報共有を行うとともに、要請等、まん延防止対策の実施に当たっては近隣市町村との連携を図る。

2 所要の対応

3-3-1. 基本的方針

3-3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

本市は、国・府が実施する、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）に協力する。特に、自宅療養者等への生活支援と連携して対応する。（健康・こども部）

3-3-2. 市民に対する要請等

- （１）府からの要請に基づき、市民に対し、不要不急の外出自粛、特定地域への移動自粛、混雑した場所や時間を避けた行動、外出の自粛の徹底等を、広報車、防災行政無線、市ホームページ等あらゆる手段を用いて呼びかける。（政策推進部、総務部、健康・こども部）
- （２）本市は、国・府と連携し、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励し、必要に応じ、その徹底を要請する。（総務部、健康・こども部、関係部局）

3-3-3. 事業者や学校等に対する要請等

本市は、国・府の方針や地域の感染状況を踏まえ、市立学校・こども園等について、臨時休業、分散登校、オンライン授業への切り替え等を決定・実施する。こども園等については、保護者への家庭保育の協力を依頼しつつ、社会機能維持のために必要な場合は開所を継続するなど、きめ細かく対応する。市が管理する施設については、使用制限や休館等の措置を、市が主催・共催する催物については、中止等の措置を講じる。（総務部、健康・こども部、教育委員会、関係部局）

3-3-4. 公共交通機関に対する要請等

本市は、公共交通機関等に対し、府と連携して、利用者へのマスク着用等の呼びかけ、車内換気の徹底、運転手の体調管理等の感染防止対策の強化を要請する。（政策推進部、総務部、健康・こども部）

第4章 ワクチン接種

第1節 準備期

1 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを速やかに開発・製造し、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めることとしている。

本市は、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するための体制の整備等について、国・府、医療機関や事業者等とともに、平時から必要な準備を行う。

2 所要の対応

4-1-1. ワクチンの接種に必要な資材

本市は、次の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（健康・こども部）

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐消毒用アルコール綿 ☐トレイ ☐体温計 ☐医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐手指消毒剤 ☐救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐マスク ☐使い捨て手袋（S・M・L） ☐使い捨て舌圧子 ☐膿盆 ☐聴診器 ☐ペンライト
	【文房具類】
	☐ボールペン（赤・黒） ☐日付印 ☐スタンプ台 ☐はさみ
	【会場設営物品】
	☐机 ☐椅子 ☐スクリーン

	☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等
--	---

4-1-2. ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、本市は、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

4-1-2-1. ワクチンの流通に係る体制の整備

本市は、府が国からの要請を受けて府内関係者（市町村、医師会、卸売販売業者団体等）との協議を経て進める、ワクチンの円滑な流通体制の整備に、連携・協力する。（健康・こども部）

4-1-3. 基準に該当する事業者の登録等(特定接種の場合)

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となり得る者は、「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者及び国家公務員・地方公務員の一部である。

4-1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知

国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進めるため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこととしており、府及び本市は、必要に応じて、これに協力する。（健康・こども部）

4-1-3-2. 登録事業者の登録

国は、関係省庁を通じて、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することとしており、府及び本市は、必要に応じて、これに協力する。(健康・こども部)

4-1-4. 接種体制の構築

4-1-4-1. 接種体制

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理することとしている。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行うこととしている。

本市は、舞鶴医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。
(健康・こども部)

4-1-4-2. 特定接種

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、本市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種会場の確保、医療従事者の手配、接種手順の策定等、接種体制を構築する。(健康・こども部)

- (2) 特定接種の対象となり得る本市職員については、本市が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。(健康・こども部)

4-1-4-3. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、予防接種の対象者及

び期間を定めるとともに、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理することとなっている。

本市は、府と連携し、国等の協力を得ながら、本市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制を構築するため、平時から以下の（１）及び（２）の準備を行う。（福祉部、健康・こども部）

- （１）本市は、住民接種については、厚生労働省及び府の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、舞鶴医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- ①接種対象者数
- ②本市の人員体制の確保
- ③医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ④接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）
及び運営方法の策定
- ⑤接種に必要な資材等の確保
- ⑥国、都道府県及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- ⑦接種に関する住民への周知方法の策定

なお、接種会場のレイアウトについては、新型コロナウイルスワクチン接種の経験を元に、対象者の年齢や特性等に応じ、効率的かつ安全に接種を行うことができる工夫を検討することとする。また、集団接種を行う想定においては、接種会場までの交通手段の確保についても、対象者の年齢や特性等に応じた検討を行うこととする。

- （２）住民接種に当たっては、次の表を参考に、医療従事者や高齢者施設等の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受

けられるよう、各担当部局が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	総人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1～6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳～18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	人口統計（A）から上記の人数（B-G）を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

（3）本市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定することとする。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、舞鶴医師会等の協力を得てその確保を図る必要がある。個別接種、集団的接種いずれの場合も、舞鶴医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることとする。

（4）接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を

行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、舞鶴医師会等と委託契約を締結し、当該医師会等が運営を行うことも手法の一つである。

（５）本市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組みを進める。

（６）本市は、速やかに接種できるよう、舞鶴医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4-1-5.情報提供・共有

平時を含めた準備期においては、本市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたＱ＆Ａ等の提供など、双方向的な取組を進める。
（健康・こども部）

4-1-6.DXの推進

国は、以下の（１）から（３）までの基盤整備等を行うこととしており、府及び本市は、必要に応じて、これに協力する。（健康・こども部）

（１）国が進める、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。

（２）情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データ

ベース(NDB)等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。

- (3) 一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。

第2節 初動期

1 目的

初動期においては、準備期に計画した接種体制を速やかに構築し、予防接種の実施につなげる。

2 所要の対応

4-2-1. 接種体制

4-2-1-1. 接種体制の構築

本市は、府と連携し、ワクチンの供給量や必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等に関する国からの情報提供を受け、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

(健康・こども部)

4-2-2. ワクチンの接種に必要な資材

本市は、4-1-1. ワクチンの接種に必要な資材において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(健康・こども部)

4-2-3. 接種体制

4-2-3-1. 特定接種

府及び本市は、国が特定接種を実施することを決定した場合には、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特

定接種を行う。

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、府及び本市は、舞鶴医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、本市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて舞鶴医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（健康・こども部）

4-2-3-2.住民接種

4-2-3-2-1.予防接種の準備

- (1) 本市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

接種の予約方法の検討に当たっては、新型コロナウイルスワクチン接種の経験を踏まえ、ワクチンの供給状況、新型インフルエンザ等の拡大状況等に応じた最適な手法を採用することとする。

- (2) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

- (3) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。府の関係部局及び本市の福祉事務所等の関係部局が連携して行うことが考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する

- (4) 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、本市は舞鶴医師会等の協力を得て、その確保を図る。

- (5) 本市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、舞鶴医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施

医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。

(6) 本市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本市の関係部局、舞鶴医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

(7) 本市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

(8) 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。

(9) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ舞鶴医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、

救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、府、京都府医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て本市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、舞鶴医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、本市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要な物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品（表1の再掲）

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】 ☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

（10）感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示

板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。

- （1 1）感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

（福祉部、健康・こども部）

第3節 対応期

1 目的

対応期においては、引き続きワクチンの接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえて関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2 所要の対応

4-3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- （1）本市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- （2）本市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、本市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- （3）本市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、府を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。な

お、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

- (4) 本市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、府を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

4-3-2. 接種体制

本市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

4-3-2-1. 特定接種

4-3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、本市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
(健康・こども部)

4-3-2-2. 住民接種

4-3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- (1) 本市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- (2) 本市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- (3) 本市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- (4) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起する

こと等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

(5) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

(6) 本市は、高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本市の関係部局、舞鶴医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

(福祉部、健康・こども部)

4-3-2-2. 接種に関する情報提供・共有

(1) 本市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

(2) 本市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

(3) 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、広報まいづるへの掲載等、紙での周知を実施する。

(健康・こども部)

4-3-2-3. 接種体制の拡充

本市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、本市の関係部局や舞鶴医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（福祉部、健康・こども部）

4-3-2-2-4. 接種記録の管理

国、府及び本市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康・こども部）

4-3-3. 健康被害救済等

4-3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

府及び本市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康・こども部）

4-3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済

- （１）予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は本市となる。
- （２）住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- （３）本市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

（健康・こども部）

4-3-4. 情報提供・共有

(1) 府及び本市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取り方がなされ得る情報への対応を行う。

また、基本的人権の尊重の観点から、接種の有無にかかわらず、差別的な扱いをしてはならないことについて、市民・事業者等に広く周知を図る。

(2) 本市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。

(3) 本市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

(4) パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、本市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

(健康・こども部)

4-3-4-1. 特定接種に係る対応

本市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（健康・こども部）

4-3-4-2. 住民接種に係る対応

(1) 本市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

(2) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

(3) これらを踏まえ、広報に当たっては、本市は、次のような点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

(健康・こども部)

第5章 医療

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時において、医療機関が患者を受け入れるための体制構築を行うものとする。

2 所要の対応

5-1-1. 研修や訓練の実施を通じた受診体制の構築等

府が行う、医療機関、医療人材(災害・感染症医療業務従事者を含む。)、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練に協力し、新

型インフルエンザ等の発生時に備えるものとする。(危機管理部、健康・こども部、消防本部)。

5-1-2. 医療機関の設備整備・強化等

(1) 府は、国と連携し、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行うこととしている。本市は、医療機関との情報共有に努め、必要な支援を行う。(健康・こども部)

(2) 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。(健康・こども部)

5-1-3.特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

(1) 府は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行うこととしており、本市は、必要に応じ、これに協力する(福祉部、健康・こども部)

(2) 府は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送手段や他の疾患等の傷病者の搬送手段等について、保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行うこととしており、本市は、必要に応じ、これに協力する。(健康・こども部、消防本部)

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、国・府と連携し、適切な医療提供体制を確保する。

2 所要の対応

5-2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

本市は、国・府から提供される病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状、診断・治療に関する情報等について、府と連携し、医療機関、消防機関、高齢者施設等、市民等に迅速に提供・共有を行う。（総務部、福祉部、健康・こども部）

5-2-2.医療提供体制の確保等

（１）府は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に行われる国からの要請を受け、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備するととしており、本市は、必要に応じ、これに協力する（福祉部、健康・こども部、消防本部）

（２）本市は、府と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。（健康・こども部）

第３節 対応期

１ 目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

そのため、初動期に引き続き、新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析を行うとともに、国から提供・共有される情報も参考に、病原性や感染性等に応じた変化する地域の実情に応じて、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

２ 所要の対応

5-3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- (1) 本市は、初動期に引き続き、国・府から提供された、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状、診断・治療に関する情報等について、府と連携し、医療機関、消防機関、高齢者施設等、市民等に迅速に提供・共有を行う。(総務部、福祉部、健康・こども部)
- (2) 本市は、府と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について、市民等に周知する。(健康・こども部)

第6章 保健

第1節 準備期

1 目的

感染症有事には、保健所が地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

府等が、有事に保健所等がその役割を果たすことができるよう、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築するとともに、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等の準備を行う。

準備に当たっては、府との連携の中、保健所等地方機関、関係する市町村における役割分担を明確にした上で、必要に応じて相互に応援を行うなど、それらが緊密に連携すべきであることに留意する。

2 所要の対応

6-1-1. 人材の確保

府は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。

また、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、広域振興局・本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人

員の確保を図る。

本市は、これらの人員確保に対する応援要請に対応できる本市の専門職等について、予め体制の確保に努める。（健康・こども部）

6-1-2. 多様な主体との連携体制の構築

府は、新型インフルエンザ等の発生に備え、連携協議会等を活用し、平時から保健所や保健環境研究所等のみならず、府内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と、意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化することとしており、本市はこれに協力する。（健康・こども部、消防本部）

6-1-3. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- （１）国は、平時から 国立健康危機管理研究機構等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供することとしており、本市は、これらの情報を市民等に対して提供・共有する。
- （２）本市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。
- （３）本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。
- （４）本市は、府と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

（政策推進部、総務部、市民環境部、健康・こども部）

第2節 初動期

1 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2 所要の対応

6-2-1. 有事体制への移行準備

- (1) 府は、本庁等からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請等の交代要員を含めた人員の確保に向けた準備を進めることとしており、本市は、これに協力する。（健康・こども部）
- (2) 府は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において連携協議会で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備することとしており、本市はこれに協力する。（健康・こども部、消防本部）

6-2-2. 市民等への情報提供・共有の開始

本市は、国・府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（政策推進部、総務部、健康・こども部）

第3節 対応期

1 目的

感染拡大期において、府と連携し、市民への継続的な相談対応、患者・濃厚接触者への支援、高齢者施設等におけるクラスター対策等を実施し、地域における感染拡大の抑制と市民の不安軽減を図る。

2 所要の対応

6-3-1. 高齢者施設等における感染対策支援

本市は、府と連携し、高齢者施設、社会福祉施設、医療機関等、感染症の重症化リスクが高いと考えられる者が多く入所等している施設等の感染対策について、助言や必要に応じた現地指導等の支援を実施する。（福祉部、健康・こども部）

6-3-2. 主な対応業務の実施

- (1) 本市は、府が実施する健康観察に協力する。（健康・こども部）
- (2) 本市は、府から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、府が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（健康・こども部）
- (3) 本市は、府と連携し、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。（政策推進部、総務部、健康・こども部）
- (4) 本市は、府と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報を行う。（政策推進部、総務部、市民環境部、健康・こども部）

6-3-3. 医療機関受診方法等の周知

本市は、府と連携し、府が整備した医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について、市民に周知する。（健康・こども部）

6-3-4. 健康観察及び生活支援

- (1) 本市は、府が実施する、新型インフルエンザ等の患者等に対する自宅又は宿泊療養施設での療養の協力要請について、府の協力依頼があったときは、当該患者等に対する健康観察を行う。

- (2) 本市は、必要に応じ、府と協力し、新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者に対し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の貸与又は支給に努める。（健康・こども部）

第7章 物資

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生に備え、感染拡大防止や医療提供体制の維持、市民生活の安定に必要な物資の安定的な確保を図るため、国、府、医療機関、事業者等と連携し、有事に必要な感染症対策等が確保できるようにする。

2 所要の対応

7-1-1. 体制の整備

感染症対策物資等の需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を国が有事に円滑に行えるよう、本市は、国・府及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。（健康・こども部）

7-1-2. 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 本市は、本計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（総務部、健康・こども部）

- (2) 市消防本部は、国及び府からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（消防本部）

第2節 初動期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生を探知し、感染拡大の初期段階において、必要となる物資の需要増大に備え、備蓄物資の確認と供給準備、市民への冷静な対応の呼びかけ、府や関係機関との連携による供給体制の確保等を行う。

2 所要の対応

7-2-1. 備蓄物資の確認と供給準備

本市は、市の備蓄物資の在庫を確認し、必要に応じて医療機関、福祉施設、避難所、対策本部職員等へ速やかに供給できる体制を整える。（健康・こども部）

第3節 対応期

1 目的

感染拡大期において、医療機関、福祉施設、市民等が必要とする物資の安定供給を確保するため、国・府や関係事業者と連携し、初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、円滑な供給に向けた対応を行う。

2 所要の対応

7-3-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

本市及び府、指定(地方)公共機関等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、各関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力する。（健康・こども部）

第8章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。本市は、自ら必要な準備を行いながら、国・府と連携し、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨するなど、必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

2 所要の対応

8-1-1. 情報共有体制の整備

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（総務部、全部局）

8-1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

本市は、国・府と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（全部局）

8-1-3. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

本市は、国・府と連携し、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。（総務部、健康・こども部、関係部局）

8-1-4. 物資及び資材の備蓄

(1) 本市は、本計画に基づき、第7章第1節（「物資」における準備期）7-1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（総務部、健康・こども部、全部局）

(2) 本市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（総務部、健康・こども部、関係部局）

8-1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

本市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（福祉部、健康・こども部）

8-1-6. 火葬体制の構築

本市は、国・府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（市民環境部）

第2節 初動期

1 目的

本市は、国・府と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や不眠等に、事業継続のための感染対策等に必要な可能性のある対策の準備等と呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

8-2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

本市は、府と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。(総務部、健康・こども部、産業振興部、関係部局)

8-2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け

本市は、府と連携し、市民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の安定供給等について情報を発信し、購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。(関係部局)

8-2-3. 遺体の火葬・安置

本市は、府を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(市民環境部)

第3節 対応期

1 目的

本市は、府と連携し、準備期での対応を基に、地域の状況を踏まえ、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

これらの取組を通じ、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2 所要の対応

8-3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

8-3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

本市は、府と連携し、市民等に対し、生活関連物資等の安定供給等について情報を発信し、購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。（関係部局）

8-3-1-2. 心身への影響に関する施策

本市は、国・府と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（福祉部、健康・こども部、関係部局）

8-3-1-3. 生活支援を要する者への支援

本市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。また、必要に応じ、府に協力を要請する。（福祉部、健康・こども部）

8-3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

本市は、国・府と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育委員会）

8-3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- （１）本市は、国・府と連携し、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに

に、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（関係部局）

（２）本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部局）

（３）本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、本計画に基づき、適切な措置を講ずる。（関係部局）

（４）本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（関係部局）

8-3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

（１）本市は、府を通じての国からの要請を受けて、可能な限り斎場の火葬炉を稼働させる。

（２）本市は、遺体の搬送作業と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

（３）本市は、府の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。

（４）本市は、府を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

（５）あわせて本市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

(6) 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、本市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、府から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

(7) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、本市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(市民環境部)

8-3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

8-3-2-1. 事業者に対する支援

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(産業振興部)

8-3-2-2. 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、本計画に基づき、上下水道サービスを安定的かつ適切に提供するため必要な措置を講ずる。(上下水道部)

8-3-3. 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

8-3-3-1. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

本市は、府と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、中小企業等の経営の安定に必要と考えられる場合には、金融機関等に対し、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講じるよう要請する。(産業振興部)

8-3-3-2. 雇用への影響に関する支援

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。(産業振興部)

8-3-3-3. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

本市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。(関係部局)